（公社）徳島森林づくり推進機構事業発注要綱

令和７年９月１日最終改正

第１条　趣旨

この要綱は、公益社団法人徳島森林づくり推進機構（以下「機構」という。）が外注する事業（以下（機構事業）という。）の実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

第２条　事業の種類

この要綱で実施する機構事業は、次のとおり区分する。

（１）森林整備に関する事業（林道規定によらない簡易な森林作業道を含む）

（２）素材生産、販売に関する事業

（３）林業専用道に関する事業

（４）普及啓発事業等その他の外注事業

第３条　発注の方法

機構の発注は、原則として電子入札による競争入札とし、競争入札に適さない場合は、随意契約にすることができる。

（１） 一般競争入札

（２） 指名競争入札

２　前項に規定にかかわらず、当該事業の内容が高度な技能又は、専門的な知識に基づく特殊な技術が要求される事業であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合にあっては、別に定めるプロポーザル方式による発注とすることができる。

３　前項に定める高度な技能又は、専門的な知識に基づく特殊な技術が要求される事業におけるプロポーザル方式での優良な成果を活用するため、当該提案と同様の事業において、継続的に契約を行うときは、別に定める年間契約方式による発注とすることができる。

４　第1項の規定にかかわらず、機構職員の起業により、新たな林業人材の創出等を促す「新規起業者人材育成プログラム実施要領」に基づく事業を実施するときは、人材育成プログラム適用期間中における同プログラムの適用者との契約は、第12条第1項(2)「契約の性質または目的が競争入札に付することに適しないとき」を適用し、随意契約(1者)によるものとする。

第４条　業者の選定

業者を選定する場合は、下記の要件を備えたものを選定するものとする。

（１）事業の実行に豊富な経験と能力を有するもの

（２）社会的、経済的信用が確実と思われるもので、かつ事業地の事情に精通しているもの

第５条　指名競争入札の参加資格等

（１）要綱第２条（１）、（２）の事業

①　業者の資格

業者の資格は、次の各号に掲げる資格のいずれかに該当するものとする。ただし、機構事業審査委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

ア　森林組合法（昭和５３年法律第３６号）に基づき設立された森林組合及び森林組合連合会

イ　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）に基づき認定された林業事業体（認定林業事業体という）

ウ　徳島県に登録された登録林業事業体

②　資格の申請

入札参加を希望する者は、入札参加申請書（様式第１）及び電子入札パスワード申請書（様式第２）を前年度末の指定日までに、提出するものとする。

③ 適格業者の選定

入札参加申請のあった者の中から、要綱第４条の要件を備えた者を選定し、機構事業審査委員会において、「機構入札参加者名簿」を作成する。

（２） 要綱第２条（３）の事業

① 業者の資格

業者の資格は、昭和５８年徳島県告示第５０号（建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱）第５条の規定により、等級別に格付けされた者とする。

② 適格業者の選定

当該建設工事費の標準発注金額に対応する等級以上の等級の資格を有する業者のうちから次の各号に掲げる事項に留意して選定するものとする。なお、適格業者の選定は、なるべく５社以上を選定するものとする。ただし、必要な場合には業者に対して調査を行うものとする。

ア　不誠実な行為の有無

イ　当該工事についての地理的条件

ウ　手持工事の状況

エ　技術的適正と施行能力

オ　工事成績と安全管理の状況

③ 格付け

業者の格付けについては、徳島県建設工事請負業者選定要綱（昭和４０年第 1639 号）第３条を準用し、別表１を適用する。

④ 等級別標準発注金額

建設工事の等級別標準発注金額については、徳島県建設工事請負業者選定要綱（昭和４０年第 1639 号） 第５条を準用し、別表１を適用する。

（３）要綱第２条（４）の事業

③ 業者の資格

業者の資格は、事業内容の適正な遂行能力があると認められる免許や資格、または専門職技能等を有する者、他に類似の事業実績を現に有する者のほか、機構事業審査委員会が特別の理由があると認めた者とする。

④ 適格業者の選定

資格を有する業者のうちから機構事業審査委員会において「機構入札参加者名簿」を作成する。

（４）適格業者選定の特例

災害工事等で緊急を要するとき、特殊技術を要するとき、その他特別の理由があるときは、第４条及び前各号の規定にかかわらず適格業者を選定できる。

第６条　審査委員会

第５条の資格審査を行うため、機構事業審査委員会を置く。

２　委員会の組織、運営その他必要な事項は別に定める

第７条　入札

入札については、機構請負事業入札心得により、行なうものとする。

２　指名競争入札に付する場合は、原則として３人以上の者を指名すること。

３　委託業務の入札においては、機構請負事業入札心得を準用する。

第８条　入札書および見積書

入札の場合は、入札書（様式第３号）を暗号化し、提出させるものとする。

２　随意契約の場合は、機構事業見積書（様式第４号）を提出させるものとする。

３　入札書及び見積書の金額には、消費税額及び地方消費税額抜きの金額を記載するものとする。

第９条　予定価格

契約を締結しようとするときは、職務権限者（決済権者）が、あらかじめ当該契約につき予定価格を設定しなければならない。ただし契約の性質または目的により予定価格の設定を要しないと機構事業審査委員会において、認められるものについては、予定価格の設定を省略できる。

第１０条　契約

契約は、当該契約の目的に従い、競争入札額が支出においては最低の価格、収入においては最高の価格の入札者と締結する。ただし、プロポーザル方式による契約手続きを行うときは、事業の目的及び内容に最も適した提案者と締結するものとする。

２　契約の締結は、請負事業においては請負事業契約書（様式第５号）によるものとし、委託業務においては業務に応じた契約書を作成するものとする。

３　契約書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とし、取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示するものとする。ただし、消費税及び地方消費税の額に円未満の端数が生じた場合は、円未満の端数を切り捨てるものとする。

４　契約書には、設計図書および仕様書を添付するものとする。ただし、職務権限者が添付の必要がないと認める契約については、これを省略することができる。

第１１条 不調･不落

入札不調･入札不落が発生した後の入札執行方法については、機構事業審査委員会に諮り決定しなければならない。

２　入札執行方法は再入札を基本とし、機構事業審査委員会がやむを得ないと判断した場合には、

最低価格を提示した入札参加者と交渉のうえ、随意契約により実施することができる。ただし、契約保証金及び履行期限を除き、当初の予定価格その他の条件は原則変更しないものとする。

第１２条　随意契約

次の各号に該当するときは、随意契約とすることができる。

（１） 災害復旧その他緊急を要する場合で競争入札に付する時間的余裕がないとき

（２） 契約の性質または目的が競争入札に付することに適しないとき

（３） その他一般競争入札によることが不利であるとき

（４） 契約しようとする事業の設計額が２５０万円を下回るもの

（５） プロポーザル方式による契約を行うとき

（６） プロポーザル方式の成果を活かす年間契約を行うとき

２　随意契約にするときは、原則として２人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、設計額が１００万円未満であって、当該事業内容について、過去２年間に２回以上適正な請負実績を有する者と契約する場合はこの限りではない。

３　前項の規定は第１項（１）又は（5)、（6）号に該当する場合には、契約の内容に係わらず適用しない。

第１３条　契約保証金

契約を締結する者は契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納めなければならない。

２　次の各号の一つに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除できる。

（１）　当初設計額が２５０万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき

（２）　当初設計額が２５０万円以上の事業で、過去２年間に徳島県又は機構と事業の種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上確実に履行した実績を有する者であって、かつ、当該契約を確実に履行するものと機構事業審査委員会が認めるとき。

（３）　契約の相手方が保険会社との間に、機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき

（４）　契約の相手方が保険会社又は金融機関との間に、工事履行保証委託契約を締結し、工事履行保証証券を提出したことにより、当該保険会社又は金融機関と機構との間に工事履行保証契約が成立したとき

（５）　物件を売り払う契約を締結する場合において、契約の相手方が 売払代金を即納するとき

（６）　プロポーザル方式による契約又は随意契約によることができる契約であって、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき

（７）　契約の相手方が、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、 地方公共団体又は徳島県の出資法人であるとき。

（８）　単価（単価に数量を乗じて総額で契約の相手方を決定する場合は除く。）により契約を締結する場合であって、かつ、当該契約を確実に履行するものと機構審査委員会が認めるとき

（９）　その他契約の性質上契約保証金等を納付させる必要がないと機構事業審査委員会が認

めるとき

３　契約の履行を確認したときは、直ちに契約保証金を返還しなければならない。ただし、瑕疵担保について特約があるときは、当該義務が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。

第１４条　連帯保証人

当初設計額が１，０００万円以上で、前金払の特約を必要とするとき、又は前条の規定で契約保証金を免除された落札者に係る事業では、落札者と同程度以上の事業能力を有する者を連帯保証人として立てさせ、事業の完成を保証させなければならない。ただし、機構事業審査委員会が必要ないと認めるときはこの限りでない。

第１５条　事業設計

この要綱により発注する事業の設計図書に係る積算は、機構事業設計積算基準及び機構作業道実施基準に基づき行うものとする。ただし、国、県等が別に定める事業及び個々の積算根拠を有する事業、又は木材価格等の市況見積等による場合はこの限りでない。

第１６条　監督員及び検査員

監督員は、機構の職員をもって充て、発注事業を推進する。

２　検査員は、原則として機構の正職員をもって充て、発注事業を検査する。ただし、事業内容によっては、機構の契約社員又は臨時職員を充てることができるものとし、この場合は正職員が検査内容を確認する。

第１７条　現場代理人等

監督員は、請負者に各号に定める現場代理人等を選任させ、適正に配置させる。

（１）現場代理人

①　現場代理人は、請負契約の履行に関し、その運営及び取り締まりを行うとともに、一切の権限（ 請負代金の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、並びに契約の解除に係るものを除く。）を行使できる者であること。

②　現場代理人で、主任技術者の要件を満たした者は、主任技術者と兼任できる。

（２）主任技術者

①　第２条（１）、（２）号の事業での主任技術者は、次のア・イ・ウのいずれか及びエに該当するもので、森林整備実施の技術をつかさどる者であること。

ア　学校教育法に定める学校において、林業に関する学科を修めた者で、森林整備業務又はこれに類する業務の実施に関する全ての職務経験が次のいずれかに該当する者

ａ）高等学校を卒業した後、５年以上

ｂ）大学又は高等専門学校を卒業した後、３年以上

イ　森林整備業務又はこれに類する業務の実施に関する職務経験が次のいずれかに該当する者

ａ）　旧実業高校卒業程度検定規定による検定で、林業に関する学科に合格した

後、５年以上

ｂ）　専門学校卒業程度検定規定による検定で、林業に関する学科に合格した後、３年以上

ウ　森林整備業務又はこれに類する業務の実施に関し１０年以上の実務経験を有する者

エ　徳島県が行う管理研修（講義、現地研修）を受講し、県に登録（登録期間は、登録後２年間）されている者又は、機構で実施する管理研修を受講し、機構がこれを認める者

②　第２条（３）号の事業での主任技術者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第１項に規定するものであること。

③　密接な関係ある２以上の事業を同一の受注者が、同一の場所又は近接した場所において実施するときは、同一の主任技術者がこれらの事業の技術を管理することが出来るものとする。

（３）作業主任者

第２条（２）号の事業にあっては、免許、資格等において適法な作業主任者を常駐させること。

２　現場代理人及び主任技術者、又は作業主任者は兼任することができる。

第１８条　災害防止の措置

監督員は、あらかじめ災害防止の措置を必要と認めたときは、請負者に指示するものとする。

第１９条　報告および届出等

監督員は、請負者から請負契約締結後７日以内に現場代理人及び主任技術者、又は作業主任者（以下「現場代理人等」という。）を付した徳島森林づくり推進機構事業着手届（様式第６号）を提出させるものとする。現場代理人等が変更となった場合は、変更日から５日以内に請負者から変更届を提出させるものとする。

２　監督者は、現場代理人等が請負者と直接的、恒常的な雇用関係にあることを、健康保険証等を提示させる等により、適切に確認するものとする。

３　監督員は、事業着手予定日が適切でないと判断したとき、また現場代理人等が不適格者と認めたときは、請負者に適切な事業着手時期を、また現場代理人等の変更を指示するものとする。

４　監督員は、事業の完了を確認したときは、ただちに請負者から機構事業完了届及び完了検査請求書（様式第７号）を提出させるものとする。

５　監督員は、職務権限者が、その他必要があると認めるときは、請負者から機構事業進捗状況報告書（様式第９号）により、実施状況を報告させることができる。

第２０条　検査

事業の検査は、完了検査、一部完了検査及び中間検査とする。

２　完了検査は、事業の完了を確認するための検査とし、一部完了検査又は中間検査で検査した部分を含めた事業全体について、徳島森林づくり推進機構事業しゅん工検査要領により行うものとする。

３　一部完了検査は、事業の完了前に請負代金の一部を支払う必要がある場合において、既成部分を確認するための検査とし、完了検査に準じて行うものとする。この場合に修補を要する部分があるときは、当該部分は出来高から除外しなければならない。
４　中間検査は、事業の途中において、確認が必要な場合に行う検査とし、完了検査に準じて行うものとする。
５ 検査者は、請負者から完了検査の請求、又は一部完了検査請求書（様式第８号）（以下「検査請求書」という。）の提出があったときは、すみやかに検査を行なわなければならない。
６　監督員は、検査請求書の提出があったとき、また中間検査が必要となったときは、必要な書類を整備しなければならない。
７　監督員は、検査に際しては事業請負者又は現場代理人、及び主任技術者又は作業主任者を検査に立会させなければならない。

第２１条　承認書の交付

検査員は、検査の結果を職務権限者（決済権者）に復命（様式第 10 号）しなければならない。
２　職務権限者（決済権者）は、前項により事業が適正になされていると認めたときは、機構事業完了（一部完了）承認書（(様式第 11 号）以下「承認書」という。）を交付するものとする。

第２２条　修補等

職務権限者（決済権者）は、検査の結果、修補の必要があると認めたときは、修補の方法、期間の検討を行い、修補工事請求書（様式 12 号）により請負者に修補を請求するものとする
２　検査員は、検査の結果、事業の目的に影響を与えない軽微な修補を要すると認めたときは、監督員とともに修補指示書(様式 13 号）により当該工事の請負者に必要な指示をすることができる。
３　請負者から第１項に係る修補工事完了報告書（様式 14 号）の提出及び第２項に係る修補指示工事の完了の報告があったときは、監督員は、完了を確認しなければならない。
４　前項により修補工事完了報告書の提出があったときは、検査員がその内容を確認し、第２１条第１項に準じて職務権限者（決済権者） に復命しなければならない。
５　職務権限者（決済権者）は、前項により完了を認めたときには、第21 条第２項に準じて承認書を交付するものとする。

第２３条　請負代金の支払い

請負代金は、請負者が前条及び前々条により承認書の交付を受けて請求するものとする。たたし、前払金の特約がある場合は、これに基づきその額を限度に請求することができる。
２　職務権限者（決済権者）は、請負金額が１００万円以上の場合であって、事業運営上特に必要があるときは、相手方の信用が確実である場合または確実な保証がある場合に限り、前金払をすることができる。
３　前払金は、税抜きの請負金額（請負金額から消費税及び地方消費税を除く額）の３割を限度として算出し、その額の１０万円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税を乗じた額とす

る。

４　一部完了による請負代金の支払額は、出来高金額の９割を限度として、２０万円以上であるものとし、その額の１０万円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税を乗じた額とする。前払金がある場合には、支払額から既前払金を差し引いて算定するものとする。

附則　　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附則　　この要綱の改正は、平成２６年２月２８日から施行し、これ以前の既発注事業の取扱いは従前によるものとする。

附則　　この要綱の改正は、平成２６年４月１日から施行する。

附則　　この要綱の改正は、平成２９年４月１日から施行する。

附則　　この要綱の改正は、平成３１年４月１日から施行する。

附則　　この要綱の改正は、令和元年10月１日から施行する。

附則　　この要綱の改正は、令和５年２月１日から施行する。

附則　　この要綱の改正は、令和５年８月１日から施工する。

附則　　この要綱の改正は、令和６年１月18日から施工する。

附則　　この要綱の改正は、令和７年９月１日から施工する。

別表１

【格付け】

〇徳島県建設工事請負業者選定要綱第３条別表より抜粋

（Ｈ２５．４．１改正）

建設工事の種類	等級	格付点数	発注上限金額
土木一式工事	特Ａ	1,331 以上	------
	Ａ	809 以上	２億円未満
	Ｂ	700 以上	５０００万円未満
	Ｃ	413 以上	２０００万円未満
	Ｄ	412 以下	１０００万円未満

注１

土木一式工事の格付けについては、業者数を格付点数の高い順に特Ａ・・・上位３０社、Ａ・・・特Ａの次位２２０社、Ｂ・・・Ａの次位２５０社、Ｃ・・・Ｂの次位３５０社、Ｄ・・・それ以外とし、それぞれの等級の最下位順位業者に対応する格付け点数を表にした。

なお、ある等級の最下位順位に該当する業者が複数ある場合は、そのいずれかの業者も当該等級に格付けするものとし、次位等級はその次の順位の業者から規程業者数を選定する。

注２

各業者の格付けについては、別表１の格付点数のほか、格付けのその他基準（技術者条件、完成工事高条件）による。

格付けのその他基準

（公社）徳島森林づくり推進機構事業発注要綱第５条別表１の注２に規定する格付けのその他基準（技術者条件、完成工事高条件）は次のとおりとする。

１技術者条件

土木一式工事において等級ごとに技術者条件を設定し、格付点数に関係なくその条件に満たない者は次位の等級とする。

建設工事の種類	等級	技術者条件
土木一式工事	特Ａ	技術職員１２人以上（内１級６人以上）
	Ａ	技術職員　６人以上（内１級３人以上）
	Ｂ	技術職員　３人以上（内１級１人以上）
	Ｃ	技術職員　２人以上
	Ｄ	条件なし

注

この技術職員数は、経営規模等評価の審査基準日において１年以上継続して雇用されている技術者のうち、「格付けに係る技術者」として当該業種に割り当てられた者の数である。

なお、技術者の割当は１人２業種以内となっているため、実際に当該業種を担当できる技術者数とは一致していない場合がある。

２完成工事高条件

建設工事の種類の等級ごとに定められている発注上限金額を基準とした完成工事高条件を設定し、格付点数に関係なくその基準に満たない年間平均完成工事高の者は当該発注上限金額に対応する等級とする。

なお、完成工事高条件は直近の経営事項審査の工事種類別年間平均完成工事高に基づくものとする。

建設工事の種類	等級	完成工事高条件（税込み）
土木一式工事	特A	２億円以上
	A	５０００万円以上
	B	２０００万円以上
	C	１０００万円以上
	D	１０００万円未満

（様式第１号）

機構事業 入札参加申請書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人 徳島森林づくり推進機構　理事長　殿

所　　在　　地
商号又は名称
代表者の氏名　　㊞

徳島森林づくり推進機構が発注する下記事業の入札に参加するために資格審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

添付種類

（１）定款（写し）

（２）本申請書の申請日直近２期分の決算書（写し）

（３）林業事業体従事者名簿

参加希望事業

① 造林事業	
② 保育事業	
③ 素材生産事業	

※別表１ 事業種別必要資格一覧を参考に参加希望事業に〇をしてください。

（様式第２号）

電子入札パスワード申請書

令和　年　　月　　日

公益社団法人徳島森林づくり推進機構
理事長　　殿

住　所
名　称

代表者職氏名　　㊞

電子入札利用者登録用パスワードについて、以下のとおり申請します。

１　電子入札利用者
（名　　称）
（代表者職氏名）

（担当者職氏名）
（連絡先）

２　電子入札用 e-mail

※電子入札に利用するメールアドレスを記載してください。

３　電子入札利用者登録用パスワード

※パスワード欄に８桁の数字の記入をお願いします。
※このパスワードは、電子入札に係るファイルの暗号化とその解除に必要となりますので大切に保管してください。
（指名通知書、入札書、委任状、辞退届、入札受付票、落札者決定通知書）

（様式第３号）

入札 番号	

入　札　書

１　入札書記載金額

百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

２　事 業 名　：

３　事業内容　：

４　事業箇所　：

５　入札保証金　：　免　除

６　電子くじ番号　：

※3 桁の任意の数字

上記により事業の請負（受託）をしたいので、徳島森林づくり推進機構事業発注要綱及び徳島森林づくり推進機構請負事業入札心得により入札します。

令和　　年　　月　　日

入札者

住　所

商号又は名称

代表者名

（代理人）　　㊞

公益社団法人徳島森林づくり推進機構　御中

（様式第３号　添付１）

入札番号	

委　　任　　状

受　任　者

住　所

氏　名

委任する事業名等

事 業 名

事業箇所

事業内容

入 札 日

入札場所

私は、受任者に、（公社）徳島森林づくり推進機構が発注する上記の請負（委託）事業に係る入札に関する一切の権限を委任致します。

令和　年　月　日

住　所

商号又は名称

代表者名　　㊞

公益社団法人徳島森林づくり推進機構　御中

（様式第４号）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人徳島森林づくり推進機構　御中

見積者　住　所

商号又は名称

代表者名

徳島森林づくり推進機構事業見積書

機構事業の請負（受託）をしたいので、徳島森林づくり推進機構事業発注要綱及び契約書を了知の上、次のとおり見積もりします。

１　見積金額（消費税及び地方消費税を含まない）

百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

２　事 業 名　：

３　事業箇所　：

４　事業内容　：

５　事業期間　：　自　令和　　年　　月　　日
　　至　令和　　年　　月　　日

（様式第５号：一般）

徳島森林づくり推進機構請負事業契約書

下記事業について、注文者　公益社団法人徳島森林づくり推進機構（以下、「甲」という。）と、請負者　　（以下、「乙」という。）とは請負契約を締結し、別添の徳島森林づくり推進機構事業請負事業契約約款によって信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

１　事　業　名　：
２　事 業 箇 所　：

３　事 業 内 容　：

４　事 業 期 間　：　自　令和　　年　　月　　日
　　至　令和　　年　　月　　日

５　請 負 金 額　：　一金　　円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　円

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びの地方税法第 72 条の 82 及び 83 の規定により算出したもので、請負金額に 10/110 を乗じて得た額である。

６　契約保証金　：　　とする。
７　前払金の特約：一金　　円の前金払をすることができる。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙ともに記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

注文者（甲）　住　所
公益社団法人徳島森林づくり推進機構
代表者名

請負者（乙）　登録番号
住　所
商号又は名称
代表者名

（様式第５号：連帯保証人がある場合）

徳島森林づくり推進機構請負事業契約書

下記事業について、注文者　公益社団法人徳島森林づくり推進機構（以下、「甲」という。）と、請負者　　（以下、「乙」という。）とは請負契約を締結し、別添の徳島森林づくり推進機構事業請負事業契約約款によって信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、連帯保証人　　（以下、「丙」という。）は、乙がこの契約による債務を履行しない場合においてその履行をなす責めを負う。

１　事　業　名　：
２　事業箇所　：
３　事業内容　：
４　事業期間　：　自　令和　　年　　月　　日
　　至　令和　　年　　月　　日

５　請負金額　：　一金　　円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　円

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びの地方税法第 72 条の 82 及び 83 の規定により算出したもので、請負金額に 10/110 を乗じて得た額である。

６　契約保証金　：　　とする。
７　前払金の特約：一金　　円の前金払をすることができる。

この契約の締結を証するため、この契約書３通を作成し、甲乙丙ともに記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

注文者（甲）　住　所
公益社団法人徳島森林づくり推進機構
代表者名
請負者（乙）　登録番号
住　所
商号又は名称
代表者名
連帯保証人（丙）住　所
商号又は名称
代表者名

（様式第５号：変更契約）

徳島森林づくり推進機構請負事業変更契約書

令和　　年　　月　　日に、注文者　公益社団法人徳島森林づくり推進機構（以下、「甲」という。）と、請負者　　（以下、「乙」という。）の両者間に締結した徳島森林づくり推進機構請負事業契約（以下、「原契約」という。）の一部を変更する契約を締結する。

原契約の一部を次のように変更する。

３の事業内容中「　　」 を「

　　」に改め、５の請負金額を「　　円」増額（減額）し、

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額を「　　円」増額（減額）する。

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第１項及び第 29 条並びの地方税法第 72 条の 82 及び 83 の規定により算出したもので、請負金額に 10/110 を乗じて得た額である。

この変更契約の締結を証するため、本書２通（連帯保証人がある場合は３通）を作成し、甲乙（丙）ともに記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

注文者（甲）　住　所
公益社団法人徳島森林づくり推進機構
代表者名

請負者（乙）　登録番号
住　所
商号又は名称
代表者名

連帯保証人（丙）住　所
商号又は名称
代表者名

（様式第６号）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人徳島森林づくり推進機構　御中

請負者　住所
商号又は名称
代表者名　　㊞

徳島森林づくり推進機構事業着手届

令和　　年　　月　　日に請負契約を締結した下記の事業について、着手届を提出します。
また、当事業の現場代理人を
主任技術者を　　としたので、合わせて届出ます。

<table>
<tr><td>事　業　名</td><td colspan="6">令和　　年度　　事業</td></tr>
<tr><td>事業箇所</td><td colspan="6">市郡　　町村　　字　　番地</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="6">事業種　　事業量</td></tr>
<tr><td>請負金額</td><td colspan="6">円</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td colspan="6">令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>着手年月日</td><td colspan="6">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>完了予定年月日</td><td colspan="6">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工　程　表</td><td>月</td><td></td><td>月</td><td></td><td>月</td><td></td></tr>
<tr><td>月</td><td></td><td>月</td><td></td><td>月</td><td></td></tr>
<tr><td>摘　要</td><td colspan="6">（主任技術者経歴）</td></tr>
</table>

※　事業内容欄は、「作業道事業」の場合に路線名及び延長を、「素材生産事業」の場合に素材生産事業量及び予定数量等、適切に記載すること。

※　作業道開設事業にあっては、別に示す工程表を提出すること。

※　摘要欄には、主任技術者の経歴を仕様書により該当番号、及び経験年数を記入すること。

（様式第７号）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人徳島森林づくり推進機構　御中

請負者　住所
商号又は名称
代表者名　　㊞

徳島森林づくり推進機構事業完了届及び完了検査請求書

令和　　年　　月　　日に請負契約を締結した下記の事業について、次のとおり完了しましたので、完了検査を請求します。

事　業　名	令和　　年度　　事業			
事業箇所	市郡　　町村　　字　　番地			
事業内容	事業種　　事業量			
請負金額	円			
事業期間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日			
着手年月日	令和　　年　　月　　日			
完了年月日	令和　　年　　月　　日			
今回検査請求	事業量		金額	
既検査済み	事業量		金額	
摘要				

※　事業内容欄は、「作業道事業」の場合に路線名及び延長を、「素材生産事業」の場合に素材生産事業量及び予定数量等、適切に記載すること。

※　前払金を受けている場合は、「既検査済み」欄の「金額」欄に含め記載すること。

（様式第８号）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人徳島森林づくり推進機構　御中

請負者　住所
商号又は名称
代表者名　　㊞

徳島森林づくり推進機構事業一部完了検査請求書

令和　　年　　月　　日に請負契約を締結した下記の事業について、次のとおり一部完了しましたので、一部完了検査を請求します。

<table>
<tr><td>事　業　名</td><td colspan="6">令和　　年度　　事業</td></tr>
<tr><td>事業箇所</td><td colspan="6">市郡　　町村　　字　　番地</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="6">事業種　　事業量</td></tr>
<tr><td>請負金額</td><td colspan="6">円</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td colspan="6">令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>着手年月日</td><td colspan="6">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>完了予定年月日</td><td colspan="6">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>今回検査請求</td><td>事業量</td><td></td><td>出来高
金　額</td><td></td><td>請求
金額</td><td></td></tr>
<tr><td>既検査済み</td><td>事業量</td><td></td><td colspan="2"></td><td>既受領
金額</td><td></td></tr>
<tr><td>残量及び残金</td><td>事業量</td><td></td><td colspan="2"></td><td>金額</td><td></td></tr>
<tr><td>摘　　要</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

※　事業内容欄は、「作業道事業」の場合に路線名及び延長を、「素材生産事業」の場合に素材生産事業量及び予定数量等、適切に記載すること。

※　前払金を受けている場合は、「既検査済み」欄の「金額」欄に含め記載すること。

※　一部完了による請求額は、出来高金額の９０％以内とする。

（様式第９号）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人徳島森林づくり推進機構　御中

請負者　住所
商号又は名称
代表者名　　㊞

徳島森林づくり推進機構事業進捗状況報告書

令和　　年　　月　　日に請負契約を締結した事業の進捗状況を次のとおり報告します。

事　業　名	令和　　年度　　事業			
事業箇所	市郡　　町村　　字　　番地			
事業内容	事業種　　事業量			
請負金額	円			
事業期間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日			
着手年月日	令和　　年　　月　　日			
完了予定年月日	令和　　年　　月　　日			
月出来高	事業量		金額	
月末見込	事業量		金額	
残事業量及び残額	事業量		金額	
摘　　要				

※　事業内容欄は、「作業道事業」の場合に路線名及び延長を、「素材生産事業」の場合に素材生産事業量及び予定数量等、適切に記載すること。

※　前払金を受けている場合は、「月出来高」欄の「金額」欄に含め記載すること。

（様式第１０号）

職務権限者（決裁権者）	業務執行役員	事務局長	次長	課長	係長	課員

徳島森林づくり推進機構

職務権限者（決裁権者）殿

令和　　年　　月　　日

検査員　　職

氏　名　　㊞

（確認者）　職

氏　名　　㊞

徳島森林づくり推進機構事業完了（一部完了）検査復命書及び承認書交付について（伺い）

次の事業の検査結果は、別紙検査結果調書のとおりです。

つきましては、請負者に完了（一部完了）を承認し、別紙のとおり完了（一部完了）承認書を交付してよろしいか、お伺いします。

事業名	令和　　年度　　事業													
請負者住所・氏名														
事業箇所	市郡　　町村　　字　　番地													
請負金額	円													
契約日	令和　　年　　月　　日													
契約期間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日													
検査数量及び金額	事業種	総事業費		前払金額	今回出来高			前回までの出来高			残			
		数量	金額		数量	金額	請求額	数量	金額	受領額	数量	金額	残額	
完了年月日	令和　　年　　月　　日													
検査年月日	令和　　年　　月　　日													

※　修補工事の場合は、「検査年月日」欄は修補完了の検査年月日とする。

（別紙）

検　　査　　結　　果　　調　　書

項　　目	状　況　調　書
検査結果	（※合格等の記載）
事業内容 （主要工種）	
調査結果	
その他事項	
立会人	（監督員） 現場代理人 主任技術者 作業主任者

※　事業内容欄は、「作業道事業」の場合に路線名及び延長を記載すること。

※　修補工事の場合は、事業内容欄に修補事項を記載すること。

（様式第 11 号）

徳島森林づくり推進機構事業完了（一部完了）承認書

事　業　名	令和　　年度　　事業
請　負　者 住 所 ・ 氏 名	
事　業　箇　所	市郡　　町村　　字　　番地
請　負　金　額	円
契　約　日	令和　　年　　月　　日
契　約　期　間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日

数量及び金額	事業種	総事業費		前払金額	今回出来高			前回までの出来高			残		
		数量	金額		数量	金額	請求額	数量	金額	受領額	数量	金額	残額

完 了 年 月 日	令和　　年　　月　　日
検 査 年 月 日	令和　　年　　月　　日
検 査 員 及 び 確 認 者 氏 名	（検査員氏名） （確認者氏名）

上記のとおり、事業の完了（一部完了）を承認します。

令和　　年　　月　　日

公益社団法人徳島森林づくり推進機構
理事長　　㊞

請負者　住所
商号又は名称
代表者名　　殿

（様式第 12 号）

徳森構第　　号
令和　　年　　月　　日

請負者　住所
商号又は名称
代表者名　　殿

公益社団法人徳島森林づくり推進機構
理事長　　㊞

徳島森林づくり推進機構事業修補工事請求書

令和　　年　　月　　日に実施した検査の結果、修補の必要があると認められますので、次のとおり修補工事を請求します。

事　業　名	令和　　年度　　事業
事業箇所	市郡　　町村　　字　　番地
事業内容	事業種　　事業量
契　約　日	令和　　年　　月　　日
請負金額	円
修補実施期間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日
修補事項	

※　事業内容欄は、「作業道事業」の場合に路線名及び延長を記載すること。

※　検査復命書は様式第８号に準じて作成すること。

（様式第 13 号）

検査年月日	令和　年　月　日

修　補　指　示　書

事業名	令和　年度　　事業	請負者	
事業箇所		契約期間	令和　年　月　日から
修補期限	令和　年　月　日		令和　年　月　日まで

項　目	指　示　事　項

上記のとおり指示します。

令和　　年　　月　　日

公益社団法人徳島森林づくり推進機構
検査員又は監督員　　㊞
（確認者）　　㊞

修補指示を受けました上記事項については、至急に手配し、平成　　年　　月　　日　までに修補を完了します。

令和　　年　　月　　日

請負者（現場代理人）　　㊞

（機構決裁欄）修補指示をしたので報告します。

職務権限者（決裁権者）	業務執行役員	事務局長	次長	課長	係長	課員

（様式第 14 号）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人徳島森林づくり推進機構　御中

請負者　住所
商号又は名称
代表者名　　㊞

徳島森林づくり推進機構事業修補工事完了報告書

令和　　年　　月　　日付け徳林公第　　号で請求された修補工事を完了しましたので、確認してください。

事　業　名	令和　　年度　　事業
事業箇所	市郡　　町村　　字　　番地
事業内容	事業種　　事業量
契　約　日	令和　　年　　月　　日
請負金額	円
検査年月日	令和　　年　　月　　日
修補実施期間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日
修補完了年月日	令和　　年　　月　　日
修補事項	

※　事業内容欄は、「作業道事業」の場合に路線名及び延長を記載すること。